

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年6月から8年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月から8年1月まで

申立期間について、A市区町村内にある銀行の窓口又は郵便局の窓口において国民年金保険料を納付していたので、調査の上、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前に国民年金手帳記号番号が払い出されている被保険者の状況及びオンライン記録において、平成7年4月の国民年金保険料を同年4月28日に納付していることが確認できることなどから、A市区町村において同年4月に払い出されたものと推認できる上、申立人は、B市区町村からA市区町村に帰郷した際に国民年金に加入したと述べているところ、戸籍の附票により、申立人が同年4月にA市区町村に住所を異動していることが確認でき、A市区町村は、「申立期間当時、4月に国民年金に加入した場合は、当該年度分の納付書を一括交付していた。」と回答していることから、申立期間の納付書を所持していたものと推認できる。

また、申立人はC銀行又は郵便局で国民年金保険料を納付したとしているところ、A市区町村は、「申立期間当時、郵便局では納付できなかったものの、C銀行各支店では納付が可能である」旨回答しており、現に申立人は申立期間前の平成7年4月及び同年5月の国民年金保険料を納期内に納付している上、申立期間を通じて住所に異動が無いなど、申立人が国民年金保険料を未納とするような生活環境の変化はうかがえないことから、8か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料の金額は、当時の保険

料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島厚生年金 事案601

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格の取得日に係る記録を昭和40年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年7月1日まで

昭和30年4月にA事業所に入社し、途中、転勤はあったものの、平成8年8月の退職までの期間において継続して勤務した。昭和40年10月末に転勤辞令を受けて同社C工場から転勤先の同社B工場へ赴任した。転勤の前後を通じて継続して勤務したにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された在籍証明書、A事業所が加入するD健康保険組合発行の被保険者資格回答書、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し(A事業所C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は「昭和40年10月末に転勤辞令を受けて、辞令交付後数日を経過した後にE都道府県へ赴任した。」と供述しており、A事業所から提出された在籍証明書において、「昭和40年10月26日、B工場、勤務」との記載が確認できることなどから判断すると、昭和40年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和41年7月の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案602

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成4年4月及び同年6月から同年9月までの期間については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から平成7年1月まで
ねんきん定期便に記載されているA事業所に勤務していた当時の標準報酬月額の記録が、同社から発行された給料支払明細書に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。
申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、平成4年4月及び同年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された当該期間に係る給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から26万円とすることが妥当である。

なお、平成4年4月及び同年6月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、「会社は倒産し、当

時の賃金台帳、源泉徴収簿等も処分しているため不明である。」としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額に見合う報酬月額を届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和51年2月から平成4年3月までの期間、同年5月及び同年10月から7年1月までの期間については、申立人の所持する当該期間に係る給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間について、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島国民年金 事案586

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から51年3月まで

結婚してA市区町村へ住所を移したことを契機に国民年金に加入することとし、昭和53年3月頃、A市区町村B支所を訪れたところ、「国民年金を特例で10年遡って一括納付できる。」との説明を受け、後日、妻が同支所窓口において私の国民年金加入手続を行うとともに、申立期間の保険料を納付した。

申立期間について、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の手帳記号番号は、A市区町村において昭和54年1月11日に払い出されたことが確認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は、特例納付により納付することは可能であったものの、A市区町村は、「当時、当市区町村B支所窓口には、特例納付に係る納付書は備え付けられておらず、保険料の預かり等も行っていなかった。」と回答している上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻から申立期間の保険料額等に係る具体的な供述は得られないことなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録、A市区町村及び申立人がその後に転居したC市区町村（現在は、D市区町村）作成の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間は未納期間となっており、不自然に記録訂正された形跡も確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案587

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

私が20歳になったとき、A市区町村役場において、義母が私の国民年金の加入手続を行い、その場で、20歳最初の1か月分の国民年金保険料を納付した。

その後は自宅に来てくれていた集金人を通じて、私が毎月、夫婦二人分の申立期間の保険料を納付した。

申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における申立人の前後の番号の国民年金被保険者の資格取得日等から判断し、A市区町村において申立人の夫と連番で昭和47年10月以降に払い出されていることが推認でき、当該時点において、i) 申立期間のうち、45年4月から同年6月までの国民年金保険料は、時効により納付することができないこと、ii) 申立期間のうち45年7月以降の保険料については過年度納付が可能であったものの、これら納付をうかがわせる供述は得られず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したと主張する申立人の夫についても、オンライン記録等において、申立期間の保険料は未納となっていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の義母は既に死亡しており、申立人に係る国民年金加入手続が行われた時期、加入当初の国民年金保険料の納付状況等に係る供述が得られず、申立人の夫からも、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人及び申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

申立期間については申請免除期間となっているが、時期は定かでないが、1回目の遡って納めることが可能だった機会に一括して当該申立期間に係る夫婦の国民年金保険料を納付したはずである。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料について、遡って納めることができた時に一度だけ、A市区町村役場（現在は、B市区町村）窓口において一括して現金で納付した。」と供述しているが、申立人から、当該納付を行った時期、保険料額等に係る具体的供述は得られない上、B市区町村役場（A支所）及び当時のA市区町村の年金担当職員によれば、「当時、役場の窓口では、国民年金保険料は現年度分しか収納しておらず、過去の保険料（過年度保険料や申請免除期間に係る追納保険料）については、金融機関で納めるための納付書を作成して渡していた。」との供述等していることから判断すると、当時のA市区町村役場窓口において、申立てのように、申立期間の国民年金保険料を現金で納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間については、申請免除期間として取り扱われている上、B市区町村作成の申立人及び申立人の夫に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間については申請免除期間として取り扱われており、不自然な記録訂正が行われた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間及び同年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和55年7月から56年3月まで

私は、A事業所に勤めることとなり、昭和53年度からA事業所労働組合を通じて、夫の国民年金保険料と併せて毎月納付した。労働組合の係の人が集金してくれて毎月納付したにもかかわらず、未納とされている期間があることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてA事業所労働組合を通じて納付したとしているものの、i) 申立人の申立期間①及び②の間の期間（昭和55年4月から同年6月まで）に係る国民年金保険料の検認日が、A事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）を通じて納付した複数の者の検認日と相違していること、ii) C市区町村が保管する国民年金保険料徴収原簿（昭和53年度、54年度）及び国民年金検認一覧表（昭和55年度、56年度）において、申立人の記録にA事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）を示す90*の記述が確認できるのは、申立期間後の昭和56年度の国民年金検認一覧表からであることなどから、申立期間当時、申立人がA事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）に加入していなかったことがうかがえるところ、C市区町村は、「納付組織に加入していない者の国民年金保険料を納付組織が集金することは無かった。」としていることから、申立期間は、申立てどおりの方法で国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料と併せて納付していたとする申立人の夫の記録も、申立期間は未納となっているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案590

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの期間及び同年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで
② 昭和55年7月から56年3月まで

私の妻が、A事業所に勤めることとなり、昭和53年度からA事業所労働組合を通じて、妻が、私と妻の国民年金保険料を併せて毎月納付した。労働組合の係の人が集金してくれて毎月納付したにもかかわらず、未納とされている期間があることに納得がいかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料についてA事業所労働組合を通じて、妻が納付したとしているものの、i) 申立人の申立期間①及び②の間の期間（昭和55年4月から同年6月まで）に係る国民年金保険料の検認日が、A事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）を通じて納付した複数の者の検認日と相違していること、ii) C市区町村が保管する国民年金保険料徴収原簿（昭和53年度、54年度）及び国民年金検認一覧表（昭和55年度、56年度）において、申立人の記録にA事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）を示す90*の記述が確認できるのは、申立期間後の昭和56年度の国民年金検認一覧表からであることなどから、申立期間当時、申立人がA事業所労働組合の納付組織（90*Bグループ）に加入していなかったことがうかがえるところ、C市区町村は、「納付組織に加入していない者の国民年金保険料を納付組織が集金することは無かった。」としていることから、申立期間は、申立てどおりの方法で国民年金保険料を納付することが

できなかつたものと考えられる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を併せて納付していたとする申立人の妻の記録も、申立期間は未納となっているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年2月までの期間、同年6月及び7年8月から9年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から5年2月まで
② 平成5年6月
③ 平成7年8月から9年1月まで

平成4年3月に勤務先を退職する際、事務員や母親から国民年金への加入を勧められ、同年4月頃にA市区町村役場において加入手続を行った。

その後は、毎月、月末近くに1か月分ずつ役場の窓口や金融機関において保険料を納付してきたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A市区町村が作成した国民年金被保険者名簿によると、申立期間①及び②の期間に係る国民年金の被保険者期間が記録されておらず、オンライン記録においても、国民年金に加入していた記録が確認できないことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間③について、申立人の国民年金の記録は、平成9年1月1日に導入された基礎年金番号（厚生年金保険の記号番号）により管理されていることから、国民年金の加入手続は基礎年金番号導入後に行われたものと推認できるところ、当該時点では、申立期間③のうち7年8月から8年3月までの期間は過年度保険料、同年4月から同年11月までの期間は現年度保険料となり、いずれも加入手続が行われたものと推認できる時点から遡って納付することとなるが、申立人は、「申立期間③の保険料は毎月

納付していた。」としている上、申立期間③の直後の保険料は、時効により納付できなくなる直前の11年3月8日に過年度納付したことがオンライン記録により確認できるなど、申立期間③の保険料を申立人の主張する方法により納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案603

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から45年12月まで

私は、私の叔父の紹介によりA事業所に入社し、申立期間において勤務した。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に、申立期間の計20か月間において勤務したと主張しているところ、当時の同僚であり、申立人の申立事業所への就職をあっせんしたとする申立人の叔父は、「申立人については、次の職を探すまでの期間に係るアルバイト的な採用であり、勤務期間も2か月から3か月間程度であった。」と供述していることなどから判断すると、申立人の申立期間全てについての勤務を推認することができない。

また、申立事業所は既に廃業しており、当時の賃金台帳等の関連資料を確認することができず、元事業主は、「申立人は、次の就職先が見つかるまでのつなぎの短期間勤務であり、社会保険への加入手続は行っていない。」と回答している上、申立人は、「申立事業所から健康保険被保険者証は交付されておらず、当時、病院で治療した際には、事業主が全て料金を支払ってくれた。給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かも覚えていない。」と供述していることなどから判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間を含む申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和42年11月1日から53年1月10日までの期間の厚生年金保険被保険者資格の取得者の中に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案604

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月から19年12月まで
申立期間当時、戦前戦中のA国（現在は、B国）にあったC事業所に勤務していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、申立事業所の関連会社であるD事業所（申立期間当時は、E事業所）は、「申立事業所は、当社の傘下であったF事業所が、G資源確保という国策に沿って、A国において昭和11年に設立した現地法人であったため、厚生年金保険の適用対象外であった。」と回答している上、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」である現在の日本国内の事業所に限られており、「外地」である戦前戦中のA国に所在していた申立事業所については、同法の適用対象外であったことが確認できる。

また、D事業所は、「申立事業所の申立期間当時の関連資料が無いので、従業員について確認することができない。」と回答している上、オンライン記録において、申立人が記憶する同僚5人の所在を確認することができないことから、申立内容について確認できる関連資料及び供述は得られない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は申立事業所の本社がH都道府県Iビル内にあったとして
いることから、H都道府県に住所を有する事業所に係る事業所名簿を確認
したものの、申立事業所を確認することはできない。